

# 明日香村国民健康保険特定健康診査未受診者対策業務 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

## 第1章 一般仕様

### 1. 業務名

令和7年度 第401号 明日香村国民健康保険特定健康診査未受診者対策業務

### 2. 業務の目的

明日香村国民健康保険における被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るためには、生活習慣病を未然に防ぎ、重症化を予防することが必要である。そのためには、被保険者の健康状態を把握する面において、明日香村国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率向上施策が重要である。

明日香村の特定健診受診率は、令和5年度の法定報告値で41.7%であり、特定健康診査等実施計画等で設定する、令和7年度の特定健診受診率45%という目標値の実現に向けて、各種データ等から効率的・効果的な受診勧奨施策をソーシャルマーケティング手法、行動経済学理論等を活用して立案し、確実に実施することで特定健康診査受診率向上を図る。更に実施後の結果から次期受診勧奨の早期計画・早期介入準備を行い、受診率が停滞することのない事業展開を図ることを目的とする。

### 3. 契約期間

契約の締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 4. 履行場所

高市郡明日香村

### 5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 明日香村個人情報保護法施行条例

### 6. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

## 7. 打合せ協議等

受託者は、本業務の内容及び範囲について本村と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。

受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時本村へ報告するとともに、本業務における打合せ及び協議した事項について、議事録を作成し、本村に提出するものとする。

打合せは、業務着手時、中間時1回、成果品納品時の計1回行うものとし、統括責任者が立ち会うものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含めないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答や指示があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

## 8. 資料の貸与

本業務に関連した貸与資料は次のとおりである。貸与を受けた資料についてはリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

## 9. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

## 10. 再委託

再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、本村の承認を得ること。

## 11. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

## 12. 提出書類

(1)受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③実施工程表

### 1 3. 統括責任者

受託者は、本業務を円滑に遂行するために、契約締結後速やかに統括責任者を選任し、本村へ届出すること。

### 1 4. 審査及び引渡し

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

### 1 5. 成果品

(1) 業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- ・ 効果報告書：A4 版簡易製本 5部
- ・ 上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ：CD-R 1枚

(2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。

(3) 原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、本村と協議の上決定すること。

### 1 6. 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は本村に帰属するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 事業計画書の作成

1) 契約締結後、速やかに事業計画書を作成する。

(1) 企画提案した内容に基づくものとする。

(2) 受診勧奨の実施時期、明日香村からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

### 2. データ分析業務

1) 明日香村が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

(1) 明日香村から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値

に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

- (2) データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の回数や対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定する。

2) 明日香村は、委託者へ必要に応じて以下のデータを提供する。

(1) 特定健診関連情報データ

対象期間は対象者抽出用として令和4年度～令和6年度の3か年度分、効果測定用として令和6年度分とする。なお、効果測定用の健康診査データは、契約期間内に業務完了することが可能な月数について、発注者と受注者で協議のうえ決定することとする。

- ・健康診査受診者CSVファイル・・・「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」
- ・特定保健指導結果等情報作成抽出（特定保健指導結果情報）ファイル・・・「FKAC165」

(2) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、対象期間は、対象者抽出用として令和6年4月診療分～令和7年3月診療分の12か月分とする。

- ・医科・・・「21\_RECODEINFO\_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22\_RECODEINFO\_DPC.CSV」
- ・調剤・・・「24\_RECODEINFO\_PHA.CSV」

(3) 被保険者データ

国保総合システム 特定健診等被保険者データ・・・「KD\_IF015」

(4) 外字フォント

外字フォントファイル・・・「EUDC.tteファイル」

※ 発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。

(5) 医療機関リスト

本村が個別健診実施先として契約している医療機関一覧を電子データ(Excel形式)で提供する。なお、医療機関一覧データは、医療機関コード及び医療機関名が記載されたものとし、発注者は受注者の定める様式で提供するものとする。

(6) 印刷・発送関連データ

- ・宛名データ

住所、氏名、生年月日、性別を含む。

・ 発送対象者リスト作成データ

除外対象者について、発送対象者からその都度、明日香村の定める様式に従い提供する。

(7) 資材作成用データ

健診情報データは、資材に印字する健診情報について明日香村の定める様式に従い提供する。

(8) 受診結果、報告用データ

(9) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、協議の上、提供する。

### 3. 通知による受診勧奨

1) 前項に定めるデータ分析の結果をもとに、次のとおり対象者に受診勧奨を実施する。

(1) データ分析により特定した受診勧奨すべき対象者のうち、明日香村が合意をした者とする。

(2) 通知物については、ソーシャルマーケティング手法、行動経済学理論等を活用した受診勧奨対象者の特性に応じた具体的なメッセージを付した通知物を作成する。

(3) 通知物の印刷内容に関し、明日香村に事前に校正の確認を行い、要望があった場合は修正を行う。

(4) 通知物の種類は、単版はがき、圧着ハガキ、リーフレット、封筒等とする。

(5) データ分析により特定した内容をもとに、受診勧奨対象者の数に予備数を合わせた数で印刷および製本を行う。

(6) 通知物発送前に、明日香村に対し種類ごと各5部のサンプルを納品する。

(7) 明日香村が提供する情報をもとに、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を通知物に印字する。宛名の印字に関しては、明日香村の意向により漢字またはカナ印字で行う。

(8) 明日香村から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を抽出し、発送を行う。

### 4. 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

1) 期中報告業務

データ分析業務の結果について報告する。

2) 年度末報告業務

(1) 委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診

勸奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率の年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を明日香村に報告する。

- (2) 効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務の有効な施策について、明日香村に提案を行う。

## 5. その他業務

- (1) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として委託者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (2) その他、業務仕様書に定めのない事項については、相互が協議して定める。